

保育士就活サポート相談会開催業務仕様書

1 業務名

保育士就活サポート相談会開催業務

2 業務目的

市内民間教育・保育施設等への就職促進及び就職後の離職防止を図ることを目的とし、指定保育士養成施設の学生と市内民間保育施設の若手保育士との交流会等を開催する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

難波御堂筋ホール（大阪市中央区難波4-2-1）ほか

5 業務内容

指定保育士養成施設の学生と市内民間教育・保育施設等の若手保育士との対面形式による交流会等を開催する。

（1）参加対象者

受注者は以下の参加対象者の集客・募集受付を行うこと。

- ① 指定保育士養成施設の学生 50名程度
- ② 市内の民間教育・保育施設等で勤務する指定保育士養成施設を卒業後5年以内の保育士・保育教諭20名程度（約10事業者）

（2）開催時期

令和8年1月から令和8年3月の間に1回開催すること。具体的な日時については、学生の参加が多く見込まれる時期及び同種のイベントの開催時期等を考慮し、市内及び周辺にある養成施設の授業や実習、行事などの日程を可能な限り事前に把握し、本市と協議の上設定すること。

（3）開催場所

難波御堂筋ホールにおいて開催すること。なお、会場の予約及び費用負担については受注者が行うこと。

（4）参加対象者の募集受付

- ① 受注者は参加対象者への周知、広報のため、専用WEBページを作成すること。専用WEBページは、受注者が運営するサイト内に設置すること。また、専用WEBページ内に参加申込みを行うためのエントリーフォームを作成すること。
- ② 受注者は参加申込者から以下の情報を収集すること。なお、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。

ア 氏名

イ 住所

ウ 電話番号及びメールアドレス

エ 現在通学する指定保育士養成施設名・学年

- ③ その他メール及び電話でも参加申し込みを受け付けること。
- ④ 応募者多数の場合は、抽選により選考すること。
- ⑤ 応募学生が定員を超えた場合、安全が十分確保できる場合は可能な限り受け入れること。
- ⑥ 参加費は無料とすること。
- ⑦ 参加者決定後、参加者一覧を作成し、開催日の1週間前までに発注者にデータを提出すること。

(5) 広報・周知

- ① 開催案内のチラシ、ポスター等のデザイン及び作成を行うほか、参加を促進するため、インターネット等の様々な媒体を用いた広報を行うこと。
- ② 開催案内用のチラシ2,000枚、ポスター100枚を各1種類ずつ作成し、事前に本市の承認を得ること。
- ③ チラシ、ポスターを活用し、本市及び本市周辺の指定保育士養成施設5校以上に広く周知を行うこと。

(6) 当日運営

- ① 当日の流れは下記のとおりとし、当日のプログラム等について変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上、変更を決定する。

プログラム	時間	主な内容
(1) 事前説明	15 分程度	事業説明、オリエンテーション等の実施
(2) セミナー	30 分程度	参加学生に対し、保育の魅力、保育施設への就職に向けたセミナーを実施する。
(3) 交流会	60 分程度	事前の質問等をもとに、若手保育士とパネルディスカッションによる交流会を実施
(4) 就職相談会	60 分程度	1 グループ5名程度とし、1 ブースあたり 10 分程度の就職等に関する相談会を実施
(5) 予備時間	30 分程度	プログラム終了後、学生が気になる保育施設の若手保育士から話が聞けるよう、予備時間を設ける。

- ② 参加した学生が、若手保育士と気兼ねなく交流できるよう、話しやすい雰囲気を創出し、円滑な運営を行うこと。
- ③ 各プログラムにファシリテーターを配置し、進行管理を行うこと。
- ④ 円滑に交流会を行えるように、メール等により事前に受け付けた質問等をもとに質問カードを用意するなど、必要な工夫を行うこと。
- ⑤ 当日は交流会開催前に、学生に対し、保育の魅力、保育施設への就職に向けたセミナーを行うこと。セミナー内容については、事前に本市と協議の上決定すること。
- ⑥ 当日の交流会終了後は就職相談会を開催すること。就職相談会では、園見学の予約や求人案内等も可能とし、具体的な内容については本市と協議の上決定すること。
- ⑦ 当日は標識等を用いて、参加者を円滑に誘導できるよう工夫すること。

- ⑧ 業務終了後、作業に使用した工具、発生したごみ等を全て撤去し、会場の原状回復を行うこと。
- ⑨ 作業にあたっては、安全面に十分配慮し、事故等の未然防止対策に万全を期すこと。
- ⑩ 当日の運営スタッフは、次のとおり配置すること。
 - ・学生受付、事業者受付 各1名以上
 - ・学生誘導員、事業者誘導員 各1名以上
 - ・ファシリテーター 1名以上
 - ・ファシリテーター補助員 2名以上
- ⑪ 開催当日は会場設営から撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。

(7) 実績把握及び効果検証

- ① 参加者の感想等を把握するため、事業当日に無記名式のアンケート調査を実施し、調査結果を本市へ提出すること。また、アンケート調査の項目については事前に本市と協議の上決定すること。
- ② セミナー、交流会、職相談会を実施している様子がわかる写真を10枚程度撮影し、アンケート調査結果に添付すること。なお、写真を使用する場合は、肖像権や個人情報に配慮すること。
- ③ 業務終了後、参加事業者に令和8年3月31日までにメール又は電話によるアンケート調査を実施し、本業務をきっかけとした園見学及び就職実績（実態）を確認し、本市へ報告すること。

6 費用負担

人件費、参加者の募集広報等に係る経費、会場費、設備・機材に係る経費、通信運搬費、報告書等作成費など本業務にかかるすべての経費は受注者が負担するものとする。

7 著作権

本業務の成果品、記録写真等については、その著作権を含め全て発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、成果品を本市の許可なく他に利用、公表又は貸与してはならない。

8 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

9 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

10 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨

の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、再委託先がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

1 1 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1 2 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の双方が協議して定める。